

飛驒市電子入札実施要領

平成18年11月21日

告示第142号

(目的)

第1条 この告示は、飛驒市契約規則(平成16年飛驒市規則第56号。以下「規則」という。)第20条の2(規則第23条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、飛驒市が発注する建設工事及び建設工事に係る測量・設計等業務委託の競争入札の手続きを岐阜県市町村共同電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)により行う場合において、規則に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(入札参加者の指名等)

第2条 契約担当者は、入札手続きを電子入札システムにより行う場合(以下「電子入札による場合」という。)は、電子入札システムにより規則第22条第1項に規定する入札参加者の指名及び同条第2項に規定する入札の通知(以下「入札の通知」という。)を行うものとする。

2 契約担当者は、電子入札システムによる入札の通知が困難な場合には、書面により入札の通知を行うものとする。

(予定価格等の登録)

第3条 契約担当者は、電子入札による場合は、入札の通知を行う前に、規則第10条の規定により定められた予定価格を電子入札システムに登録するものとする。

(入札書)

第4条 入札書は、電子入札による場合は、規則第12条(規則第23条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定にかかわらず、契約担当者があらかじめ指定する日時までに電子入札システムにより提出するものとする。ただし、契約担当者の承諾を得て又は契約担当者の指示により入札書を書面で提出する場合(以下「書面入札」という。)は、規則第12条の規定によるものとする。

(入札の辞退)

第5条 第2条の指名を受けた入札参加者は、入札を辞退するときは、電子入札システムにより辞退届を提出するものとする。ただし、電子入札システムの故障等やむを得ないと認められる場合には、契約担当者の承諾を得て、書面により提出することができる。

(無効な入札)

第6条 第4条の入札書を電子入札システムにより提出した場合は、電子認証書(電子入札コアシステムを管理する財団法人日本建設情報総合センターが指定する認証局が発行する電子証明書が格納されたICカードをいう。)を取得していない者の入札は無効とし、入札書を書面により提出した場合は、規則第14条の規定によるものとする。

(開札)

第7条 契約担当者は、当該入札において書面入札がある場合には、電子入札システムによる入札の締め切り後、当該入札書に記載されている入札金額を電子入札システムに登録するものとする。

- 2 契約担当者は、希望する入札参加者の立ち会いの上で、電子入札システムにより開札を行うものとする。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。
- 3 前項の開札の場所及び日時は、入札の通知の際に示すものとする。

(くじによる落札者の決定)

第8条 前条第2項の開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムにより、当該同価の入札に係るくじを行って落札者を定めるものとする。ただし、書面入札による者が含まれている場合等、電子入札システムによる実施が困難な場合は、契約担当者が指定する場所及び日時において、当該同価の入札に係る入札参加者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

- 2 前項の規定により、くじにより落札者を決定したときは、規則第16条の規定は適用しないものとする。

(委任状)

第9条 入札参加者が電子入札により入札を行った場合で、代理人が第7条第2項の開札に立ち会い又は前条のくじを引く場合は、あらかじめ委任状を提出させるものとする。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成18年11月21日から施行する。